

弁護士会と一般市民を結ぶ架け橋

東京弁護士会市民モニター制度

東弁の2004年度市民モニター30名の方々が2005年3月、恒例の模擬裁判を最後に任期を終えられた。2003年度から始めた刑務所見学会に加え、2004年度には初めて検察庁見学会を実施するなど、モニター行事は一段と幅を広げ充実している。この1年間、弁護士会に関係する様々な行事の体験を通して、一般市民ならではの視点から貴重な意見をたくさん寄せていただいた。市民モニター制度は、弁護士会と一般市民を結ぶ架け橋であり、市民に開かれた弁護士会を象徴する東弁が誇るべき制度である。市民モニターの意見・感想の中から誌面の許す範囲でいくつかご紹介したい。

(広報委員会副委員長 津浦 正樹)

2004年度市民モニターの意見から

理事者との懇談会 (2004年9月9日)

国民にわかりにくい弁護士会の存在意義 弁護士自治の目的など、もっとアピールすべき

弁護士会の会長、副会長に直接話が聞けるといふことなので、弁護士会の仕組みについて質問を試みた。よく弁護士会として抗議や意見などをしたと聞く。しかし、例えば人権というものについても、弁護士個人個人で考え方が異なっているはずであるのに、どのようにして弁護士会として意見をまとめることができるのか？そして、それに対する答えは選挙によって選ばれた理事者らによって、弁護士らによって行なわれた議論などをまとめて意見を定めるということであった。また、弁護士自治を守るためにも弁護士会自体が政治力を持つ必要があるということであった。

これを聞いて、このことが現状の司法に欠けていることだと思った。そもそも司法改革によって国民に司法が身近になり、その例として裁判員制度がよく例に挙げられる。しかし、一般人にとって裁判

官、検事、弁護士のうちで一番接するのは弁護士であろう。その弁護士が加入している弁護士会という組織が、あまりに知られておらず、不透明である。もし、弁護士会が弁護士自治を守るために政治力を持ち、さらに持ち続けようとするならば、どのようにその政治力を行使するのか、それは弁護士自治のためなのか、どのような、誰のための、どんな目的なのか明らかにすべきである。ただ漠然と弁護士自治や、人権、人権と叫んでみても、法律家がいう人権と、一般国民が思っている人権に差があるため、一般国民には理解できないであろう。

司法改革により弁護士の数が多くなっていくことになり、弁護士会の存在が大きく問われると思われる。そのため改めて弁護士会の存在意義を定義するべきだと思う。

(宗宮煌樹・大学生)

法律事務所見学会 (2004年11月25日)

庶民的・現実的な老舗事務所の雰囲気 本業で精一杯? 就労空間に驚き

これまで裁判所はもとより法律事務所を訪問することなど、一度もない幸せな人生でありましたが、最近のテレビは良くできているためか、事前の予想と実際の印象に大きな落差は感じませんでした。実生活の上で係わる機会があるとするならば、立派すぎる弁護士会館より法律事務所ですが、庶民的で我々には身近な分、とても現実的な現場の雰囲気を知ることが出来ました。少し違和感を覚えたのは、歴史ある事務所であることが幸いなのか、本業が精一杯で見過ごしてきたのか、一日のほとんどを過ごすであろう事務机等、就労空間はかなり時代を経たものであり、またそのこと自体を承知しながらもどこか誇らしげな様子に驚きまし

た。ちっぽけな会社の事業主の仕方なくという態度とは違う気がしました。

また、見学させていただいた2カ所の事務所はいずれも老舗ゆえ、先代からの理念や高い誇りを備えている方々によって脈々と受け継がれており、安心と信頼は得やすいものでしたが、実際はもっとシビアな場合もあると伺いました。

人生の重大な局面において、私たちの求めに合う方針の事務所はどこにあるのか? ビルに雑居する法律事務所の沢山のプレートを仰ぎ見ながら、今後も無縁でいられる生涯でありたいと切に思いました。

(鈴木由利子・主婦)

裁判所見学と裁判官との懇談会 (2004年12月17日)

実際に会った裁判官は普通の人 裁判員制度, 市民は足を引っ張るのではと危惧

裁判所の判事とお会いする機会はめったにあるものではないし、どのような方々かと大変興味がありました。人が人を裁くとは大変なことです。たとえば、法律に則るとはいっても、法律の解釈がそれぞれの裁判官によって少しずつ異なることもあります。基本的には一人で判決に責任を持たなければならないのですから大変な仕事です。

実際にお会いしてみて、普通の人と同じ感覚を持って生活されているらしいと思いました。雲の上の人には違いありませんが…。判断は、膨大な資料と証拠からなされるのだと思いますが、執務室を拝見させていただいたときに書類の膨大な量を見て、改めて大変なのだと感じました。裁判員制度が実

施された折には、このような専門家の方の足を引っ張る存在になりはしないかと危惧しました。質問の折、この件をお聞きしたいと思っていたのですが、時間が足りなくて出来なかったことが残念でした。

裁判官の方も刑事と民事に次第に分かれていき、専門分野ともいうべき領域があるのだと知りました。確かに、医療裁判など、高度に専門性が必要とされる分野では高度な判断力が要求されるわけですから当然なことと納得しました。

余談ですが、刑事と民事の裁判官の方々には、長い間には、性格までそれらしくなるのかしらなどと考えてしまいました。

(高橋雅子・団体職員)